

2020年11月10日
日本銀行

「地域金融強化のための特別当座預金制度」の骨子に関する補足説明

1. 制度の趣旨と概要

地域金融機関が将来にわたり地域経済をしっかりと支え、金融仲介機能を円滑に発揮していくための経営基盤の強化に資する観点から、金融システムの安定確保のための政策として、一定の要件を満たした先に対し、補完当座預金制度に基づく付利に加え、当座預金残高（所要準備額を除く）について追加的な付利（以下「特別付利」）を行う制度を導入する。

地域金融機関における早期の取り組みを促す観点から、申込対象期間が3年間（2020～22年度）の時限措置とする。

2. 対象先

当座預金取引先である地域銀行および信用金庫のうち、本制度の適用を希望する先とする。

—— 当座預金取引先ではない協同組織金融機関を対象先とするか否かは、系統中央機関（信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会および農林中央金庫）など関係先との協議等も踏まえ、改めて決定する。

3. 特別付利の要件

対象先が次の（1）から（3）までの要件をすべて満たした場合に特別付利を行う。

（1）地域経済の持続的な発展に貢献する方針であること

特別付利を希望する先には、地域経済の持続的な発展に貢献する方針であることの表明を求める。

(2) 次の①または②のいずれかを満たすこと

① 一定の経営基盤の強化を実現すること

(i) 2020～22年度決算におけるOHR*が、2019年度決算の実績に対して一定比率以上改善すること。

—— 本要件による特別付利を希望する先は、予め、「経営基盤の強化に向けた取組み方針」を日本銀行に提出するほか、進捗状況に関する定期的な報告を行う。日本銀行は、進捗状況に関し継続的なモニタリングを行う。

—— 各年度におけるOHRの2019年度対比の改善率は、下表を目途とする。具体的な数値については、今後の検討結果等を踏まえ、改めて決定する。

	2020年度	2021年度	2022年度
<u>OHRの改善率</u>	▲ 1%以上	▲ 3%以上	▲ 4%以上

* OHR (Over Head Ratio) は、次のとおり算出する(連結ベース)。なお、地域銀行を主たる構成企業とする持株会社傘下の地域銀行については、当該持株会社の連結ベースで算出のうえ、すべての傘下銀行の適否を一体として判断する((ii)の経費についても同じ)。改善率は、2020～22年度の各年度のOHRを2019年度のOHRで除することによって算出した比率((ii)の経費の減少率についても同じ)。

$$\text{OHR} = \frac{\text{経費(減価償却費を除く)}}{\text{業務粗利益(国債等債券関係損益、投信解約損益および本制度にかかる利息を除く)}}$$

(ii) (i)の要件を満たしていない場合であっても、2020～22年度決算における経費(減価償却費を除く)が、2019年度決算の実績に対して一定比率以上減少している場合には、「一定の経営基盤の強化」を実現したとみなす。

—— 各年度における経費の2019年度対比の減少率は、下表を目途とする。具体的な数値については、今後の検討結果等を踏まえ、改めて決定する。

	2020年度	2021年度	2022年度
<u>経費の減少率</u>	▲ 2%以上	▲ 4%以上	▲ 6%以上

(指標および数値の考え方)

- ・ 経営基盤の強化の度合いを測る指標としてOHRを採用し、その改善の状況を評価する。OHRは、業容や規模によらず適用が可能であり、地域金融機関による収益力強化と経費削減の両面の取り組みを評価することができる。

この際、持続性のある利益を捕捉するため、業務粗利益から国債等債券関係損益、投信解約損益および本制度にかかる利息を控除する。さらに、将来の収益基盤強化に資する前向きな投資を抑制せず、また、それに伴う経費の一时的な振れの影響を排除するため、経費から減価償却費を控除する。

- ・ OHRの改善率（3年間で▲4%）は、近年の実績では、1割程度の地域金融機関において実現されていたもの。平均的にみて、こうしたペースで経営基盤の強化が進められていけば、地域金融の将来にわたる持続可能性は十分に高まると考えられる。
- ・ もっとも、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、先行きの経済・金融情勢の不確実性は極めて高い。そうしたもとの、先行き景気の停滞などにより業務粗利益に大きな下押し圧力が掛かった場合でも、経営基盤強化に取り組むインセンティブを維持する観点から、金融機関の自助努力でコントロール可能な経費について、OHRの目途値と同様に、近年の実績で1割程度の地域金融機関において実現されていた水準を実現した場合には、要件を充足したとみなす。

② 経営統合等により経営基盤の強化を図ること

- ・ 本年11月10日以降、2023年3月末までに経営統合等（合併、経営統合または連結子会社化）を行う旨の機関決定を行うとともに、当該経営統合等が経営基盤の強化に資するものであることを日本銀行が経営統合計画等により確認すること。

—— 本要件による特別付利を希望する先は、予め、経営統合計画等を日本銀行に提出するほか、進捗状況に関する定期的な報告を行う。日本銀行は、進捗状況に関し継続的なモニタリングを行う。

(3) 特別付利を行うことが適当でない認められる特段の事情がないこと

4. 特別付利の方法

(1) 特別付利は、所要準備額を除く当座預金残高に対して行う。ただし、本制度の適切な運営を確保するとともに、金融調節を円滑に遂行する観点から、特別付利の対象となる金額については、対象先ごとに上限を設ける。

- ・ 具体的には、次の①または②のうち、いずれか高い金額を上限とする。

① 当該対象先の過去の当座預金残高（所要準備額を除く）に全当座預金取引先の当座預金残高（同）の合計金額の伸び率を乗じて得た金額

② 当該対象先の基礎残高とマクロ加算残高の合計金額

(2) 特別付利は、準備預金制度上の積み期単位で行う。

- ・ 3. (2) ①に該当する場合は、各年度の要件を満たした対象先に対して、翌年度9月積み期から1年間、特別付利を行う。ただし、2020・21年度に要件を満たさない先が、翌年度以降2022年度までに要件を満たした場合には、満たした年度の翌年度に過年度における特別付利相当額を支払う。
- ・ 3. (2) ②に該当する場合は、経営統合等の機関決定が行われた後、当該経営統合等が経営基盤の強化に資するものであることを日本銀行が経営統合計画等により確認のうえ、当該確認および所要の準備が終了した次の積み期¹から3年間、対象先に対して特別付利を行う。ただし、経営統合等が実現しなかった場合には、特別付利相当額の返戻を求める。

(3) 地域銀行が、地域銀行を主たる構成企業とする持株会社の傘下に入るかたちで経営統合等を行う場合には、当該持株会社傘下の各地域銀行に対して特別付利を行う。地域銀行が、地域銀行以外の銀行・銀行グループまたは事業会社等と経営統合等を行う場合には、当該地域銀行に対してのみ特別付利を行う。その他の形態による経営統合等については、1. 記載の趣旨に照らして個別に判断する。

¹ 当初は、最速で2021年4月積み期からとなる見込み。

5. 適用利率

年+0.1%とする²。

6. 特例的取扱い

本制度の適切な運営を確保するとともに、金融調節を円滑に遂行する観点から、日本銀行が必要と認める場合には、予め定めた取扱いと異なる取扱いを行い得るものとする。

7. 対外公表

特別付利を行った対象先の名称は、原則として年に1度の頻度で公表する。

8. 今後の進め方

本制度については、今後、関係先の意見等も踏まえつつ、所要の検討を速やかに進め、実施のための基本要領等を改めて政策委員会において決定する³。

以 上

² 3. の要件を満たした先に対しては、4. に掲げるところに従って2021年度以降、補完当座預金制度に基づく付利（現在、同制度における基礎残高は年+0.1%、マクロ加算残高は年0%、政策金利残高は年-0.1%の利率を適用）に加えて、年+0.1%の利率で特別付利を行う（新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペに関する付利は、現状どおり行う）。

³ 本制度を実施するうえで必要な認可についても検討等を進めていく。